

白岡市職員の育児休業等に関する条例及び白岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給等所要の改正を行うため、白岡市職員の育児休業等に関する条例及び白岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第1条関係（白岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

地方自治法の一部改正に伴い、引用条文等の文言整理を行うものである。

(2) 第2条関係（白岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する規定を整備するものである。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。